

だが、氏の真意をそこね曲解した点が少なくないのではないかとおそれている。そのようなことがあれば恕していただきたい。なお氏が本書の正誤表を『月刊歴史』三二号に掲載されたことを申添えておく。

(A5判 四〇一頁 一九七一年四月 東京大学出版会 定価二四〇〇円)

(広島大学助教授・)

望田幸男 著

## 『近代ドイツの政治構造』

千代田 寛

十九世紀ドイツ史上の両大事件である一八四八年の三月革命と一八七一年の帝国建設に対し、その中間にある連環ともいへべきプロイセン憲法紛争に注目することによって、政治構造論の視点から、新しい光を与えること。さらにこのことによって近代ドイツの政治構造の特質を解明すること——本書の狙いは、以上にあるといえよう。この狙いを達成するために、政治学の成果・方法の撰取とともに、様々の工夫がこらされている。

出発点となるのは「近代と現代との非連続性の承認」(三一〇頁)であり、名望家政治段階と大衆民主主義段階とがそれぞれの時期を特徴づけるのである。この政治学的歴史的發展のシェーマともいへべき構想は、講座派的な発想に対する批判(参考、望田幸男「比較近代史の論理——日本とドイツ——」ミネルヴァ書房、昭和四五年、とくに一七三頁以下)、ならびに大衆民主主義論や大衆社会論の批判的撰取にもとづくものである。例をあげてみると、ビスマルク帝国とワイマル共和国とは構造的な相違を示す。同時に、西欧、とくにイギリスとドイツとの差違——名望家政治家から大衆民主主義へというシェーマ(或は一般的规定性)は、近代ドイツに関しては一定の修正・変容を加えた上で適用されねばな

らない点——も重視されている。講座派的な「後進性」的発想によるのではなく、「憲法体制」という分析視点の設定、すなわちプロイセン欽定憲法体制の運動法則という特殊プロイセンの規定性が分析視点としてすえられている。「憲法体制」という分析視点によって、例えば「憲法典そのものの具体的内容とその構造が問われ、そしてその構造的特質から、どのような憲法解釈原理（イデオロギー）が論理的必然的に導出されるかが明らかにされ……」について欽定憲法が現実政治のレベルにおいて示す憲法現実〔憲法の実際の姿〕の論理が究明され、これらの総体的把握のうえに、欽定憲法体制の論理が確定される」（五〇頁）。なお政治構造とは「政治過程と国家〔政治〕制度との中間にあって、個々の政治行動や政治的ダイナミックスを規制していく枠組なのである」（五頁）。このようにして、プロイセン欽定憲法体制という特殊規定性が明らかにされる。

近代を特徴づける「名望家政治段階」は、「市民革命以後、貴族・地主層の専断的支配が、第一次産業革命の進行にともなう、ブルジョアジーの政治的解放によって崩れ去っていくことから始まり（六頁）、「産業の重心が軽工業より重工業へと移行しはじめ、鉄鋼生産の飛躍的増大、動力としての電気エネルギーの導入などに象徴される、いわゆる『第二次産業革命』の進行を契機とする」「大衆民主主義段階」——「政治制度としては普通選挙制の実施をはじめとする中央・地方の政治機構の民主化を条件とする」——への移行で終る（七頁）。なお「名望家層というチーム」は、「実体概念として〔の〕……ブルジョアジー」に対し、この「ブルジョアジーが支配体制内に割込み、貴族・地主層と合体し

て『教養と財産』ある階層……として、中央・地方の統治の地平に立ちあらわれる」ことを示す「機能概念」（六頁）である。従って、基本的には、政治機能の視点からのアプローチであるともいえよう。

実例についてみると、名望家政治段階で展開されたビスマルクのレアル・ポリティークのストラテジーは、「大衆民主主義の段階とは異なった……歴史的特質をもつ」のである。「ビスマルクの視図にはいるものは、国内では名望家層であり、国外では政治のトップ・レベルの個人・集団であり、まさに名望家政治構造下のレアル・ポリティークと断じうる」（二二頁）ものであった。従って『大衆』の位置は、彼らを体制内における政治的同権者——一個の政治主体としてではなく、体制の外側におかれ、『上』からの操作の対象として扱われる客体的存在としての地位しかあてえられていなかった、と考えられる。従って、その対策方法も、トップ・レベルにおける秘密折衝とか、議会内の名望家諸政党との取引きとかを主要手段とし、『大衆』そのもの〔の〕渦中に喰い入り、わけいるようなものではなかった。だから、たとえビスマルクのレアル・ポリティークの対象に下層大衆がふくまれていたとしても、大衆民主主義下における『大衆操作』の問題とは質的に異なり、下層大衆は、名望家層内部の個人と集団という戦略の対象と課題に附随する戦術の対象と課題にすぎなかった」（二二九—三〇頁。なお傍点は原文による）。それ故、社会政策上の核心的問題である「団体の自由」についても、「団結強制」に対する罰則が、状況の変化とともに導入されて、団結法は「いわば労働者に自由をあたえ、それによって秩序の枠内に彼らを封じこ

めようとした当初の意図からはなれ、むしろ彼らを体制外にはじきだし、将来における社会不安の根源を醸成したのである」(二一九頁)。

本書は、方法・用語の問題と研究史を収めた序章、プロイセン憲法紛争を呼び出さずにはおかなかった二つの原理を内包したプロイセン欽定憲法体制の成立とその論理、すなわち、名望家政治の国法的枠組を、三月革命とその帰結の考察を通じて解明した第一章、欽定憲法体制に内在するジレンマが赤裸々にあらわれ、名望家政治内部で貴族・ユンカーとブルジョアジーとの激烈な政治的争鬪戦をひき起したプロイセン憲法紛争期を主要素材として名望家政治の動態分析を行なう第二章、名望家政治の静態的構造の分析、すなわち、個人・集団の行動の舞台そのもののメカニズムの分析によって、動態的現象がくりひろげられる政治構造的枠組を考察した第三章、それに簡潔な結語ならびに地図と人名・事項索引からなっている。「第二章 プロイセン憲法紛争——名望家政治の動態分析」を中心とし、この条件を用意したものととして「第一章 プロイセン欽定憲法体制の論理——名望家政治の国法的枠組」が、第二章での動態分析の裏付けをなすものとして「第三章 名望家政治の静態的構造」が配置されているといえよう。

第一章は「一 憲法制定の政治過程」——「二 欽定憲法体制の論理と名望家政治」(なお小見出しは省略)からなる。三月革命の結果成立した一八五〇年の「プロイセン欽定憲法体制」は、結局、「自由派が当初より掲げてきた政治目標の達成、すなわち大ブルジョアジーの政治的解放の進展を示すものであると同時に、自由・保守両派の対民主派共同フロントの産物であることは明白であ

る」(四六頁)。ハラー流の家産国家論を克服したシュタールの保守的国家論の憲法論と、自由派ハンゼマンのそれとの「構造的同一性」(四〇頁)がみいだされる。いずれも一方に強大な國王大権の温存、他方に議会制度の導入、原理的にいえば、君主主義原理と議会主義原理との二元的併存という共通性があるのである。

この欽定憲法体制がもたらしたものは、講座派のいうような「要装せる絶対君主制」ではなくて、『君主主義的憲法体制』であった(五六―七頁)。この憲法体制の一環をなす「三級選挙制度は、第一等級者層に有利な制度であるが、その第一等級への帰属率が、まずブルジョアジー、ついで大土地所有者層という順位になりうる」(六二頁)のものであった。五〇年代のドイツ産業革命の進行にともない、ブルジョアジーの担税能力の増大によって、ますますその傾向は強められた。このことは、三級選挙制度が、保守派が自由派へ譲歩することによって成立した事情を反映しているとともに、ブルジョアジーをもふくむ有産者層一般に有利な名望家的性格をもつものであることを示している。

要するに、民主派に対し自由派と保守派とが共同フロントを形成することで收拾された三月革命の結果は、自由派にとっては成果であったし、ドイツ・ブルジョアジーは、革命前から帰結に至るまで一貫して自己主張をなした。「ドイツ・ブルジョアジーの『妥協説』は、後世からみて彼らの政治的糾弾のためになされたものであり、客観的な歴史的評価とはいえない」(三二頁)のである。

プロイセン憲法体制は、君主主権と國民主権(具体的にいえば議會主権)という他方を否定ないしは従属させようとする不可避

的な志向性をもつ原理を内在させているから、「必然的にこれら二つの政治原理の対抗・抗争を呼びおこさずにはおかない」(五八頁)。これに対しイギリスの立憲君主制は、基本的には議会主権の体制である。プロイセン欽定憲法体制は、貴族・ユンカー|| 国王大権の拡大・強化と、ブルジョア|| 議会権限の拡大、この二方向の間に争覇戦を必然的ならしめるものであった。ブルジョア|| は、「三月所得」のうえに、貴族・ユンカーに対する優越性の獲得をめざす。これに対し保守陣営は、シュタールの理論が代表するように、市民的貴族を承認することによって貴族主義的政治体制を再編し、自由主義の否定的面を衝いて、保守勢力と下層大衆によるブルジョア|| の挾撃をはかったのである。

第二章は、「一 憲法紛争前史」・「二 統帥権独立の論理と活動」・「三 ドイツ進歩党の解体と国民自由党の成立」・「四 ナンヨナリズムと名望家政治」・「五 ビスマルクにおけるレアル・ポリテイク」からなる。反動期のプロイセン下院は、保守勢力・官僚勢力の、換言すれば、たんに名望家層一般の支配というよりも、まさに貴族・ユンカー優位の名望家政治体制にほかならなかった。産業革命の進行により、それと結びついた自由貿易運動の昂揚に代表されるような、保守的政府もその政策を転換せざるをえないような状況が生じていた。しかし「新時代」は、保守派内部の確執と矛盾を起点にして「上」からころがりこんできたものであった。王弟ヴィルヘルムは、国王との対立をきわ立たせるために自由主義よりのポーズをとり、摂政問題で憲法を擁護する立場に立つことになった。しかし軍人的気質と反革命精神との結合物である摂政と自由主義との同床異夢が長続きするはずはなかつ

た。

保守派の反撃は、国王軍事大権|| 統帥権を盾に開始されたのである。プロイセン憲法紛争を、統帥権独立の問題から分析すると、国王軍事大権の拡大(統帥権独立)の方向|| このイデオロギー的政治的代表はE・V・マントイフェルトと、軍隊への議会のコントロールを強化する(文民優位制)方向|| 自由主義的ブルジョア|| との対立であった。ビスマルク・ローン路線は、対立する原理のいずれにも立つものではない。従って、憲法紛争は、議会反対派とビスマルクの対立ではなかった。結局、君主主義的専制主義思想によるマントイフェルト路線が、ビスマルク路線の前に挫折するとともに、「自由主義のメイン・カレントが、もはや争覇戦における勝利を断念することによって、いわば『体制内化』|| ビスマルク与党の道を志向する、という帰結に到ったのである」(一六七―一八頁)。

この間の事情が、一方では、三期に分けて考察された統帥権独立の努力——自由主義的陸軍大臣ポイエンの軍事内局長マントイフェルトに対する敗北・ローンの陸軍大臣就任と「新時代」内閣の倒壊・ビスマルク首相就任——と、他方における四期に分けて考察された自由主義のメイン・カレントの旋回——「新時代」自由主義の逸機と孤立・進歩党の躍進と穏健自由主義の後退・対デンマーク戦争と自由主義内部での急進的派の優勢の崩壊・普墺戦争と進歩党の解体と国民自由党の成立——を基軸として詳述されている。

軍事内局は、マントイフェルトの後退以後は、何らの政治的役割も演じなくなつたが、これにかわつて参謀本部が二度の戦争を通

じ、軍事指導の体系を握るようになり、政治指導体系と、軍政二元構造が姿を変えて存続することになる。軍政の二元的國家構造・体制は、たんなる「軍」と「政」との分業関係ではなく、また迫りくる議會主義化から軍隊を守るためだけでなく、君主主義的専制主義と議會主義との潮流の間の相克において、いずれも自己を貫徹しえなかつた結果であつた。

憲法紛争期にあつて自由主義の大勢を一貫してリードしてきたのは、進歩党と中央左派であるが、この二党派は、急進的理念主義的傾向の強いヴァルデックのグループから改良的現実主義的傾向の濃いジーベルのグループまで——これは四つのリーダーの類型に大別され、さらに急進的理念派(四八年革命以来の民主派型)と改良的現実派(四八年革命以来の自由派型・政治的現実派型・経済的現実派型)にまとめられて——考察されている。改良的現実派は、政治における現実ならびに経済におけるそれを発想の起点にもつとて二つに区別される。後者の場合、ドイツ国内市場の統一が実現されることにもつばら関心があり、反政府闘争に勝利しえなかつた進歩党に恰好な退却路を準備した。

政府の対内的強圧策とユンカー・ビスマルクへの根強い不信に支えられた反政府勢力の一体性も、普墺戦争によつて一挙に分断された。しかしそれまですでに、改良的現実派の議會運営におけるイニシヤチープの確立・ビスマルク評価の変動・ナシヨナリズムの高潮の中で「自由」から「統一」への自由主義的信条の動搖はみとめられるのである。

結局、事後承諾法案をめぐつて進歩党はほぼ真二つに分裂した。「ドイツ進歩党の形成・興隆・解体を中軸にした国民自由党成立

のプロセスは、民主派型の排除のうえに、自由派型、政治的現実派と経済的現実派型、さらに非プロイセン地域の国民自由主義者、これらの相乗作用の展開であつた。そして、その展開のうちに、自由主義のメイン・カレントは、改良主義・現実主義・国民主義の方向に流れを旋回したのであつた。それは、もはや現存体制を大きく改革せんとする意欲はもたず、その枠内でブルジョア的インタレストを充足させていくこと、政府批判の限界もそこにおかれたのである。三月革命以来、『新時代』、憲法紛争を通じて低迷してきたドイツ政治の運行のルールは、新たにこのように設定されたのである(一六三頁)。このようにして得られた政治的安定のもつ「負」の問題性に注目し、政治的安定のドイツ的特質の一つを把握するために、著名な自由主義的歴史家バウムガルテンの自己批判が検討されている。ナシヨナルな課題を解決できなかつた自由主義は、自由より統一、政治より経済をとらざるをえず、国民自由党の成立がまさにこの象徴であつた。

このような收拾のされかたに終つた政治紛争期の解明には、ナシヨナルな思考の分析を欠くことはできない。ポーランド問題(六三年)の段階では原理的思考に止まつた対立——民族自決論と國際的政治力学関係へのレアルな対応——も、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題(六四・五年)の段階では政策レベルにも顕在し、ケーニヒグレッツの勝利(六六年)ののちは、組織的分裂は時間の問題となつたのである。民主派リーダーにあつても、労働者運動よりも、改良的現実派が代表する大ブルジョアジーとの連帯を志向していた。そして「土地と資本」のインタレストを貫徹させようとするナシヨナリズムは、進歩党にあつても国内の

自由主義的改革を先行せんとした民主派の原理的発想を圧倒していったのである。他方、労働者インターナショナルナリズムによって方向づけられ、労働者層の政治的解放のための強烈な国内変革を追求する政治勢力にとっては、このようなナショナルな課題は関心の外にあった。「六〇年代のナショナルリズムの視域には、労働者層ははいつておらず、財産と教養のある階層＝名望家層こそが、その担い手であり、その意味で名望家ナショナルリズムと呼ぶにふさわしい性格をもつといえ」るのである(一九六頁)。

名望家政治体制をふたたび安定のレールにのせるうえで、大きな役割を果たしたビスマルクのレアル・ポリテイクも、従来のユンカー的権力人と国民的政治家といった観点からではなく、そのストラテジーの解明という視角から詳しい考察が行なわれている。ビスマルクにとって中軸にすえらるべきものは、反革命などのイデオロギーではなく、国家のインタレストであり、肝要なのは生起してくる諸状況を自国の利益に利用しうる地点に自らをおくことであった。換言すれば、「状況への対応の歴史」(二一九頁)こそ、ビスマルクの営為を貫くものであった。しかし、すでに紹介した如く、それは、名望家政治段階に限定されたレアル・ポリテイクであった。

第三章の構成は、「一 社会各層における政治化の限界」「二 下院および各党派の社会的構成」「三 政党の組織構造」からなっている。公教育やマスメディアの実状の検討からはじまり、多くの統計資料によって考察がすすめられている。下層大衆の政治的関心はきわめて低く狭いものであったが、有産者層においても、政治的無関心はおおいがたいものがあつた。これは平均投票率が、

プロイセン下院の場合最高三四・三%であつたことに端的に示されている。公教育の粗放さ、新聞の普及度の低さは、紛争にコミットしえた社会層が、議会各党派とそれが代弁する名望家の一定範囲の部分にすぎないことを推定させるのである。

間接制を伴う三級選挙制度は、第一等級の一票が、第二等級の二・七倍、第三等級の一七・六倍の効力をもち、普通制を採用しているとしても、財産資格にもとづく制限選挙制と同質の機能を發揮し、第三等級の投票行動参加がいちじるしく低率であることもあつて、名望家的政治構造を増幅させた。また、議員に対する歳費支給の欠如は、ベルリンにかなり長い間滞在しうる階層に実質上の被選挙権を限定した。下層民衆はもとより、経済活動に多忙な有産者層も下院へ姿をみせなかつた。下院議員が教養エリート集団であり、大部分は財産所有者と官僚層によって占められていた。財産所有者では農業インタレストが商工業者に対し優位を占め、官僚層では司法官が高い比率を占めている。行政官が土地所有と結びついていたのに対し、司法官は、直接に議会に進出しないブルジョアジーのインタレストを代弁し、とくに下級審の司法官は進歩党内の尖鋭分子となつた。進歩党で七・四%であつた貴族比率は、保守派では一〇%である。下院の構成要素の中で注目すべき三階層のうち、地主層は穀物輸出インタレストとの関係などから、自由主義・反政府派と守旧派に分裂し、司法官は進歩党と中央左派に集中し、行政官はその主要な代弁機能を保守派の側にもつていた。

各党派の世代構造についてみると、新名望家のそれぞれの党派内で占める比率は、高い順に、進歩党・中央左派・自由議会主義同

盟・カトリック派・ポーランド派・保守派・立憲派となり、五〇年代の貴族・ユンカー優位の名望家政治の「負債」の強さがよく示されている。附記として帝國議會の社会構成が考察され、展望を与えている。「三」〔政党組織〕では、政党組織・地方組織・外廓組織が扱われている。

以上、圧縮による無理を承知の上で、筆者なりの関心から、本書の内容を紹介してみた。憲法紛争を中心とする政治的な事件・過程・イデオロギーの分析と論述は、著者ならではの明快なもので、本書のとった視点・分析のための概念・枠組みの有効性を証明するものといえよう。三月革命は、ブルジョアジーが自己の要求を一貫して主張し、欽定憲法体制をかちとりえたことによつて、議會主義の事実上の実現の可能性をひらいたものである、と性格づけられている。そして憲法紛争のビスマルク的解決は、君主主義的専制主義へ逆戻りするものではなかったが、議會優位の政治体制の実現を阻んだもので、この「負」の問題性にこそ、ビスマルク帝國の政治構造の特質がある、とされるのである。市民革命や産業革命・國民的課題の解決や国際関係・外交問題でいろいろのみかたがされる三月革命とドイツ統一に対し、またこの二大事件の間の関係に対し、政治構造の視点から鋭い問題提起がなされているといえよう。

同時に、名望家政治という機能概念で捉えられるものの分析・考察が説得的であるだけに、政治機能を担う実体とでもいうべきものは、一応触れられているにすぎないとの印象を与える。例えば、ユンカー・地主層が穀物輸出インタレストをめぐつて、保守・自由兩派に分裂したこと。後者は、ブルジョアジーの政治的解

放運動の起動力となつた社会経済運動の代表ともいふべき自由派の有力な構成要素であつたこと——以上の事実に含まれる問題が、欽定憲法体制内の貴族・ユンカー層とブルジョアジーとの争闘である憲法紛争においても、指摘されるにとどまつていようみに見える。

政治過程もひろく政治の社会過程として、社会における様々のインタレストを政治における対立と統合の過程にくみ入れて把握しようとの努力がなされ、とくに第三章がこのために設けられているともいえる。とくに例はあげないが、「社会階層」として提示されるものに、一貫した規定が与えられていれば、実体概念の示すもののイメージがより明確になつたのではないかと思われる。結語で、「ドイツにおける「ヒトラー」に到らなかつた道」の可能性と限界」という西ドイツやアメリカの研究のいくつかを貫く問題提起(四頁)に対しては、憲法紛争の「成り行きいかん……その後のプロイセン・ドイツ史の相貌はすくなくならぬ影響をうけた」(三〇六頁)との立場が表明されている。主体的にはブルジョア自由主義のメイン・カレントが貴族・ユンカーの政治的優越への挑戦を断念したこと、三級選挙制||名望家政治制度という客観条件に阻まれた大衆的背景の動員の不可能性が、歴史の現実をつくつてしまつたのであるから。

憲法紛争は、「政治的表皮における激情にもかかわらず、その深度と広がりには限定された枠組のなかでの名望家層の争覇戦そのものであつた」(三〇二頁)にすぎないが、その結末は「帝國全体の体質に、大衆民主主義の醸成化に対する強い抵抗性をもたしめ……名望家的体質は、ドイツ近・現代史の胎内に、大衆民主主

議の醸成も開花にもかかわらず、歴史における『負』の遺産として、消えることなく存続したのである」(三〇九頁)。すなわち、君主主権と議會主権との二つの原理を内包する欽定憲法体制のジレンマの発露としての憲法紛争は、名望家政治体制の枠内に限定された政治紛争にすぎなかったが、ブルジョアジーの政治的優位 || 議會権限拡大の展望が失われたことは、例えば三級選挙制度による持続的な大衆の閉め出しによって、大衆民主主義段階にも名望家政治の色濃い政治構造を残すことになった。しかもプロイセンにとどまらず、全ドイツにこの特徴を刻印したのである、と。

第二帝政・ワイマル共和国・ナチズム、さらに遡ってプロイセン改革・三月前期・三月革命・ビスマルク帝国をどのように関連づけて把握するかは、ドイツ近・現代史の基本的問題であり、とくにナチズムをめぐる連続・非連続説とでもいふべきものに尖鋭に

あらわれているのはいうまでもないが、「名望家的体質が根強く残存しつつも、いかに稀薄化していったか、というパラドキシカルな視点」(三〇九頁)の生み出す成果が期待されよう。

本書は百六〇点もの史料・研究文献を利用しており、この点でも教えられるところが多かった。自由主義と大衆民主主義についての Th. Schieder、レアル・ポリティックについての Faber、社会経済的関連についての Zorn の論文(いずれも HZ) は引用されていまいやうである。エンゲルスはひかれているが、東独の研究についての著者の見解をたずねてみたい。

(A5判 本文三二三頁、索引五頁 昭和四十七年二月 ミネルヴァ書房刊 定価二〇〇円) (広島大学助教授・)